

第337回定例県議会報告

平成30年度
奈良県障害者計画に基づく
手話の普及等に必要施策の
実施状況報告書

奈良県

(令和元年6月18日報告)

目 次

I. 趣旨	1
II. 奈良県障害者計画の概要	1
III. 施策の実施状況	3
IV. 参考	11

I. 趣旨

奈良県手話言語条例（平成29年4月1日施行、以下「条例」）第9条第4項の規定により、平成30年度における奈良県障害者計画に基づく手話の普及等に必要施策の実施状況を報告する。

II. 奈良県障害者計画の概要

1 奈良県障害者計画（以下「計画」）の目標

「障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県」の実現に向けて、以下のことに取り組む。

- 障害のある人を中心に据えた障害者施策の推進
- 障害のある人もない人もともに生きる社会の実現

2 施策推進の基本的な考え方

- 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援
- ライフステージを通じた切れ目のない支援

3 計画の期間と位置づけ

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」を一体的に策定。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
障害者計画	奈良県障害者長期計画2005(前期計画)					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画				
障害福祉計画		第1期			第2期		第3期								

4 手話の普及等に向けた取組

奈良県手話言語条例に基づき、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話講習会の開催などによる手話を学ぶ機会の確保、手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成などに取り組む。

5 数値目標

- 「手話通訳者数」について、年間7人の登録を目指す。
 - ・ 平成25年度実績：137人 → 平成31年度目標：179人
 - ※ 平成30年度末現在：137人（平成30年度新規登録者8人）

- 「あいサポーター養成人数」について、3年ごとに10,000人の受講を目指す。
 - ・ 平成25年度実績：2,951人
 - 平成31年度目標：23,500人
 - ※ 平成30年度末現在：21,737人

Ⅲ. 施策の実施状況

1 手話の普及及び県民理解の促進

(1) 奈良県版障害理解促進DVD及びテキストの作成（障害福祉課）

- ・ 県民への障害理解促進を目的に作成
- ・ 全ての映像に手話通訳と字幕入り
- ・ DVDは2枚組で、うち1枚は『奈良県手話言語DVD』として作成し、手話の歴史紹介や手話の入門編を含む



(2) まほろば「あいサポート運動」の推進（障害福祉課）



「あいサポート運動」とは、多様な障害の特性や障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民とともにつくる運動で、平成21年11月に鳥取県でスタートしており、奈良県では平成25年8月からまほろば「あいサポート運動」として推進。

まほろば「あいサポート運動」の趣旨や障害の特性、障害のある人への必要な配慮等の理解を促進するための「あいサポーター研修」では、簡単な手話講座を実施。

○あいサポーター研修受講者数（平成30年度）：2,219人

○研修内容（90分）

- ・まほろば「あいサポート運動」の趣旨説明
- ・障害の特性や障害のある人への必要な配慮等に関するDVD視聴
- ・簡単な手話講座

〈まほろば「あいサポート運動」のイメージ〉

あいサポーター

多様な障害の特性、困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方にちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でも可

あいサポーター研修の実施

地域や学校、職域などの研修において、「あいサポーター研修」を実施

あいサポートメッセンジャー

「あいサポーター研修」講師

「あいサポート企業・団体」
認定制度

従業員等を対象とした「あいサポーター研修」等に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定

(3) 奈良県聴覚障害者支援センターにおける活動
(指定管理者：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会)

- 場 所：奈良県橿原市大久保町320番地11
(奈良県社会福祉総合センター内)
- 設置目的：聴覚障害者の自立及び社会参加を支援するため
- 活動内容：
 - ①聴覚障害者への情報発信の拠点
 - ・インターネットなどを活用した聴覚障害者への必要な生活情報の発信（災害時などの情報発信含む）

- ・手話通訳と字幕入りビデオ・DVDの製作及び貸出
 - ・聴覚障害者への情報提供機器の貸し出し（磁気テープ、OHC・OHP機器等）
- ②聴覚障害者のコミュニケーション支援の拠点
- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員養成のための研修を実施
 - ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣調整
- ③聴覚障害者の総合的な相談・支援の拠点
- ・相談員を設置し、生活相談を実施
 - ・聴覚障害者への生活訓練の実施
- ④聴覚障害者とボランティアや県民の交流及び情報交換の場の設置
- ・聴覚障害者同士が集まり情報交換・交流する場の設置
 - ・聴覚障害者とボランティア・県民が集まり交流する機会の設定

2 手話を利用しやすい環境整備

(1) 手話を学ぶ機会の確保

(ア) 専門職向け手話講習会の実施（障害福祉課）

- 内 容：聴覚障害のある人への対応を学ぶ
 簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ
 職務上必要な手話を学ぶ（職種別）

① 観光職員向け

- ・実施日：平成31年1月16日、1月23日、1月30日、
2月6日の全4日間
- ・会場：やまと会議室
- ・受講者数：14人

② 交通職員向け

- ・実施日：平成31年2月5日、2月12日の全2日間
- ・会場：やまと会議室
- ・受講者数：14人

③医療職員向け

- ・実施日：平成31年2月1日、2月8日の全2日間
- ・会場：奈良県社会福祉総合センター
- ・受講者数：20人

④消防職員向け

- ・実施日：平成31年2月14日、3月9日の全2日間
- ・会場：奈良市消防局（30人）
（受講者数）奈良県広域消防組合（16人）

○協力：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会

(イ) 中途失聴・難聴者向け手話講習会の実施（障害福祉課）

○実施日：平成30年12月7日から平成31年3月8日のうち全12日間

○会場：奈良県社会福祉総合センター

○受講者数：23人

○内容：簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ
日常会話を学ぶ

○協力：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会
奈良県中途失聴・難聴者協会

(ウ) 手話ハンドブック〔平成29年度作成〕の配布（障害福祉課）

○目的：手話及び聴覚障害のある人に対する理解を深める

○内容：簡単な手話及び聴覚障害のある人への対応を学ぶ

○配布先：研修会等を通して配布

- ・障害福祉課ホームページにおいてもダウンロード可能
- ・平成30年度は10,000部追加作成し、あいさぽーター研修受講者や県新規採用職員などに配布

- 協力団体：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会
奈良県立ろう学校

(2) 手話を用いた情報発信

(ア) 手話通訳者の派遣

○内 容：

- ①県主催のイベントや会議等に手話通訳者を派遣し、聴覚障害のある人に対する情報保障を図る（障害福祉課）
- ②聴覚障害のある保護者をもつ生徒が在籍する、もしくは入学することが確定している県立学校に、手話通訳者を派遣し、三者懇談や家庭訪問等の学校行事を支援する（人権・地域教育課）
- ③県内市町村や関係団体等からの依頼を受け、手話通訳者を派遣（奈良県聴覚障害者支援センター）

○実 績：833件、計1,366人の手話通訳者を派遣

(3) 手話通訳者等の確保、養成等

(ア) 手話通訳者の手話通訳技術の向上（奈良県聴覚障害者支援センター）

○登録手話通訳者研修会

- ・対 象 者：奈良県に手話通訳者として登録されている者
- ・会 場：奈良県社会福祉総合センター
- ・実施日等：

①平成30年4月8日

- ・参加者数：81人
- ・内 容：奈良県聴覚障害者支援センター事業報告 他

②平成30年6月16日

・参加者数：54人

・内 容：講 演 「わたしたちが求める手話通訳者像」
講 師 京都市聴覚言語障害センター
岩本 重雄 氏

③平成30年9月2日

・参加者数：67人

・内 容：実技研修 「聞き取り通訳」
講 師 大阪ろうあ会館
専属講師 西田 功氏

④平成30年12月16日

・参加者数：89人

・内 容：講 演 「人工内耳に対する全日本ろうあ連盟
の見解について」
講 師 全日本ろうあ連盟
副理事長 小中 栄一氏

⑤平成31年2月10日

・参加者数：65人

・内 容：講 演 「人権教育が目指していること」
講 師 奈良県人権教育推進協議会
会長 大寺 和男氏

(イ) 手話通訳者の養成（奈良県聴覚障害者支援センター）

○手話通訳者養成講座の実施

- ・対 象 者：手話奉仕員養成講座を修了した者又は手話を駆使して
特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者
※手話奉仕員養成講座は各市町村で実施
- ・実 施 日：①土曜コース
平成30年12月22日から令和2年11月21日
②月曜コース
平成29年12月18日から令和元年11月25日
※各コースとも、2年間で全46日間受講
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：①16人 ②14人

○手話通訳者ステップアップ講座の実施

- ・対象者：手話通訳者養成講座の受講を目指す者
- ・実施日：平成30年6月16日から11月24日のうち
全11日間
- ・会場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：16人

○手話通訳者パワーアップ講座の実施

- ・対象者：手話通訳者の全国統一試験を受験する者
- ・実施日：平成30年6月30日から11月17日のうち
全6日間
- ・会場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：5人

○手話奉仕員養成講座担当講師講習会の実施

- ・対象者：手話奉仕員養成講座の担当講師又は講師を希望する者
- ・実施日：①平成30年11月23日又は
②平成30年3月22日のどちらか1日を受講
- ・会場：奈良県社会福祉総合センター
- ・受講者数：①22人 ②35人

(4) 学校における手話の普及

(ア) 聴覚障害のある児童の保護者に対する手話学習会の実施
(奈良県立ろう学校)

・会 場：奈良県立ろう学校

① 0～2歳児の保護者向け

・実 施 日：平成30年5月～11月のうち全6日間

・受講者数：4人

・講 師：校内のろう教員

・内 容：自己紹介、簡単な手話、
絵本の紹介や読み聞かせ 他

② 新 3～5歳児の保護者向け

・実 施 日：平成30年4月～平成31年2月のうち全8日間

・受講者数：5人

・講 師：校内の聞こえる教員

・内 容：自己紹介、簡単な手話、
絵本の紹介や読み聞かせ 他

③ 新 6歳児以上の保護者向け

・実 施 日：授業参観に合わせて適時実施

・講 師：校内の聞こえる教員

・内 容：簡単な手話 他

IV. 参考

1 数値データ

(1) 奈良県における「手話通訳者数」

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
134人	134人	141人	145人	137人

(2) 奈良県における「あいサポーター養成人数」(累計)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
5,629人	11,634人	16,248人	19,518人	21,737人

(3) 奈良県立ろう学校における在籍児童生徒数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚部	22人	23人	28人	23人	20人
小学部	50人	54人	50人	46人	40人
中学部	23人	23人	24人	28人	33人
高等部	23人	22人	16人	19人	17人
計	118人	122人	118人	116人	110人

※出典：学校基本調査（全年度5月1日現在）

(4) 手話言語条例制定道府県（平成31年4月1日現在）

	府県名	施行日		府県名	施行日
1	鳥取県	平成25年10月11日	14	和歌山県	平成29年12月26日
2	神奈川県	平成27年 4月 1日	15	新潟県	平成29年12月26日
3	群馬県	平成27年 4月 1日	16	京都府	平成30年 3月12日
4	長野県	平成28年 3月22日	17	静岡県	平成30年 3月28日
5	埼玉県	平成28年 4月 1日	18	石川県	平成30年 4月 1日
6	沖縄県	平成28年 4月 1日	19	福井県	平成30年 4月 1日
7	千葉県	平成28年 6月28日	20	北海道	平成30年 4月 1日
8	愛知県	平成28年10月18日	21	岐阜県	平成30年 4月 1日
9	山形県	平成29年 3月21日	22	富山県	平成30年 4月 1日
10	大阪府	平成29年 3月29日	23	佐賀県	平成30年 9月26日
11	三重県	平成29年 4月 1日	24	茨城県	平成30年10月 2日
12	秋田県	平成29年 4月 1日	25	福島県	平成31年 4月 1日
13	奈良県	平成29年 4月 1日	26	宮崎県	平成31年 4月 1日

(5) 手話言語条例制定県内市町村（平成31年4月1日現在）

	市町名	施行日		市町名	施行日
1	大和郡山市	平成27年 4月 1日	5	五條市	平成31年 4月 1日
2	天理市	平成29年 4月 1日	6	大和高田市	平成31年 4月 1日
3	桜井市	平成30年 4月 1日	7	広陵町	平成31年 4月 1日
4	橿原市	平成30年 4月 1日	8	奈良市	平成31年 4月 1日

2 奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会

手話の普及等に必要な施策について奈良県障害者計画に定めるため、奈良県障害者施策推進協議会条例（平成29年3月奈良県条例第46号）第4条の規定に基づき、奈良県障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」）に手話言語施策推進部会（以下「部会」）を設置。

〈参考〉奈良県障害者施策推進協議会条例 ※抜粋
(部会)

第4条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

〈参考〉奈良県手話言語条例 ※抜粋
(計画の策定及び推進)

第9条 県は、障害者基本法第11条第2項の規定による奈良県障害者計画において、手話の普及等に必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、奈良県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

4 知事は、毎年度、前項の実施状況を議会に報告するものとする。

○ 部会の役割

部会は、奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会運営要領第2条の規定により、手話の普及等に必要な施策について検討を行う。

〈参考〉奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会運営要領
(所掌事務)

第2条 部会は、奈良県手話言語条例（平成28年3月28日奈良県条例第57号）第9条の規定に基づき、手話の普及等に必要な施策について検討する。

○ 部会の開催

- ・日 時：平成30年8月22日（水） 14：00～15：30
- ・場 所：奈良県文化会館1階 第1会議室
- ・内 容：奈良県手話言語条例に係る施策の推進について 他

3 奈良県障害者計画の施策体系

- (i) 相 談
 - 1. 個別の障害に応じた相談システムの充実
 - (1) 個別相談システムの構築 (2) 相談機能の充実
- (ii) 福 祉
 - 1. 障害福祉サービス等の充実
 - (1) 在宅サービス等の充実 (2) 福祉・介護人材の確保・育成
 - 2. 住まいの確保
 - (1) グループホームの充実等による住まいの確保
 - (2) 施設入所を必要とする人への支援
 - 3. 差別の解消及び権利擁護の推進
 - (1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進
 - (2) 権利擁護の推進
 - 4. 災害時の支援
 - (1) 災害時における支援の充実
- (iii) 保健・医療
 - 1. 保健・医療の充実
 - (1) 医療と福祉の連携の強化 (2) 精神障害のある人への支援
 - (3) 重症心身障害のある人への支援 (4) 難病患者への支援
 - (5) 認知症患者への支援
 - 2. 療育の推進
 - (1) 早期発見・早期療育 (2) 地域療育体制の充実
- (iv) 教 育
 - 1. 特別支援教育の充実
 - (1) インクルーシブ教育の充実 (2) 進路指導の充実と職場開拓の促進
- (v) 雇 用
 - 1. 一般就労への支援
 - (1) 障害者雇用の促進 (2) 総合的な就労支援
 - 2. 福祉的就労への支援
 - (1) 福祉的就労の場の確保
- (vi) 社会参加
 - 1. バリアフリーの推進
 - (1) 障害のある人に配慮したまちづくり
 - 2. 情報アクセシビリティの推進
 - (1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報提供の充実
 - 3. スポーツ・文化芸術活動等の充実
 - (1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実
 - 4. 県民理解の促進
 - (1) 障害者理解の促進 (2) 行政機関における配慮

4 奈良県障害者計画〈抜粋〉 ※下線は「手話の普及等」に関する部分

4. 県民理解の促進

現状と課題

- 障害のある人の自立や社会参加を進めていくためには、周囲の人々の理解が欠かせません。障害は誰にでも生じる可能性があること、障害は多種多様で同じ障害でも一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できることがたくさんあること等について理解を深める必要があります。県では、平成25年度から、県民一人ひとりに障害に対する理解を深めてもらうことを目的に、「まほろば『あいサポート運動』」の取組を推進し、企業・団体と連携しながら、「障害の内容・特性」、「障害のある人が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」等を理解し、実践していただく「あいサポーター」の養成等に取り組んでいます。
「県民理解の促進」に関する意見・要望は全体の10%を占めており（15項目中4位）、障害のある人や障害に対する理解不足や誤解・偏見をなくすよう求める声が多く寄せられていることを踏まえ、取組を充実する必要があります。
- 平成28年4月に施行された障害者差別解消法及び奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例では、障害を理由とする差別の禁止や障害のある人への合理的配慮が求められており、障害や障害のある人に対する理解の促進を図り、行政窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図る必要があります。
- 県民の手話への理解を深めるとともに、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重し合うことができる社会の実現を図るため、平成29年3月に奈良県手話言語条例を制定し、手話が言語であるとの認識に基づいて、手話の普及等に関する施策を計画的に推進する必要があります。
- 選挙や最高裁判所裁判官国民審査において、投票所における聴覚障害のある人への情報提供について配慮が足りないなどの意見が寄せられており、誰もが円滑に投票できるよう、個々の障害特性を踏まえた投票所等の環境づくりに一層配慮する必要があります。

取 組

全ての県民が障害についての理解を深め、障害のある人もない人もともに生きる奈良県を目指します。

(1) 障害者理解の促進

① 県民参加型啓発運動の推進〔障害福祉課長〕

多様な障害特性や障害のある人への配慮の方法等について、県民理解を促進する「まほろば『あいサポート運動』」を推進します。県民や企業・団体等を対象に、障害者理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポーター」を養成します。併せて、本運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体」の認定企業・団体数を増やしていきます。

また、平成28年10月に導入したヘルプマークの普及啓発を行い、県民の障害のある人に対する配慮などを促し、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりに取り組みます。

② 手話の普及等〔障害福祉課長〕

奈良県手話言語条例に基づき、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話講習会の開催などによる手話を学ぶ機会の確保、手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成などに取り組めます。

(2) 行政機関における配慮

① 行政機関における合理的配慮の推進〔障害福祉課長〕

障害を理由とする差別などの考え方や具体的な事例などを整理したガイドライン（平成28年1月作成）の啓発を図るとともに、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解するための職員研修や福祉施設での体験研修を実施するなど、職務の中で必要な配慮についての認識を深めます。

② 選挙における配慮〔市町村振興課長〕

段差の解消や分かりやすい案内表示の設置等、投票所の施設や設備のバリアフリー化について、市町村選挙管理委員会と協力して推進します。

成年被後見人の選挙権の回復を踏まえ、代理投票（代筆）制度の適正な運用を推進し、心身の状態その他の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援します。

点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保するため、病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度の周知にも取り組みます。

